

令和6年度日野市物価高騰対応重点支援給付金 (非課税世帯分、均等割課税世帯分)のご案内

DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中^{※1}でも受給できる場合があります

- DV等で住所地^{※2}以外に避難中の方も、令和6年度日野市物価高騰対応重点支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、日野市から受給できる可能性があります。
- 日野市で給付金を受給するためには、**手続き・申請が必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます

給付対象と給付額

1世帯あたり10万円

避難している世帯全員が令和6年度「新たに非課税者のみの世帯」、「新たに均等割課税者のみの世帯」、または「新たに均等割課税者と非課税者で構成されている世帯」

申請先 (避難先が日野市)

申請期間

基準日に日野市にお住まいの方は、郵送または受付窓口^{※3}で申請してください。申請書は市HPからダウンロード又は下記に設置しています

【申請書配布先】市セーフティネットコールセンター、日野市社会福祉協議会、くらしの自立相談支援窓口みらいとのサテライトセンターなど

令和6年7月2日(火)
～令和6年10月31日(木)



お問い合わせ

日野市 住民税非課税世帯等給付金コールセンター

市HP

 **042-514-8868**

受付時間 8:30～17:00

(令和6年7月2日～令和6年12月27日まで 土日祝日を除く)

※3受付窓口は市役所本庁舎2階東側に設置

(令和6年7月2日～令和6年10月31日まで 土日祝日を除く、受付時間8:30～17:00)



申請・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。ご不明な点は、日野市の給付金受付窓口にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？


A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明）を満たせば、日野市から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 日野市で受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 日野市にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」、「受理確認書」、「令和6年度日野市物価高騰対応重点支援給付金申請書」、世帯全員の「令和5年度及び令和6年度課税（非課税）証明書」、「お子様の氏名・生年月日のわかるもの」（18歳以下のお子様がいる場合）をご提出ください。

 令和6年度日野市物価高騰対応重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

